

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 施設・設備の維持管理に関する事項（技術面）</p> <p>① 協定書，施設・設備管理仕様書等の遵守について</p> <p>ア 仕様書で規定された保守業務，各種の点検業務はおおむね実施されているものの，従前，施設の管理を受託していた外郭団体が引続き指定管理者になった場合において，年度当初の「業務計画書」，年度終了後の「業務報告書」をはじめ，仕様書に記載の保守点検業務の提出書類が一切提出されていない事例が見受けられた。（別紙 3 参照）</p> <p>（みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー）</p> <p>その結果，所管課でも管理責任者に結果報告されていない。所管課，指定管理者共に仕様書の重要性（仕様書は契約書の一部であり，所管課，指定管理者の都合で省略できるものではないこと）を認識するとともに，必要な報告書等を提出するよう指導するべきである。</p>	<p>ア エレベーター点検など保守・点検業務については，4半期毎の報告提出の際に併せて提出するよう平成21年度から協定書に記載している。年間業務計画書については平成26年度協定書に提出期限を記載し年度当初に提出するよう指導した。</p> <p>（みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー）</p>	<p>措置済</p>
<p>(2) 施設・設備の維持管理に関する事項（技術面）</p> <p>② 修繕費の執行</p> <p>仕様書では，1件あたりの指定金額を超える修繕と，総額が修繕費予算額を超える場合について，指定管理者は所管課に事前協議することとなっているが，</p> <p>ア 一切協議を行っていない事例があった。</p> <p>（建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園）</p> <p>（みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー）</p> <p>事前協議を行うべきである。</p>	<p>ア 1件あたりの指定金額を超える修繕と，総額が修繕費予算額を超える場合については，指定管理者への事前協議の指導徹底及び適正な事前協議・回答を行っている。</p> <p>（建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
	<p>ア 修繕費について、1件あたり30万円を超える場合、及び1件あたりの額に関わらず通年で500万円を超える場合に修繕費を執行する場合については、市と事前協議が必要になる旨を平成21年度から協定書に記載している。</p> <p>(みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー)</p>	措置済
<p>エ 修繕にそぐわない案件を修繕費として執行している不適切な事例があった。</p> <p>(企画調整局医療産業都市構想推進室・神戸臨床研究情報センター)</p> <p>所管課は、事前協議を適正に行い、修繕内容を把握して、必要な指示をするべきである。</p>	<p>エ 指定管理者との協定書の詳細について定めた仕様書において、工事及び修繕等について、「指定管理者が行う改造・改装」等の区分がなかったため、指定管理者と協議の上で、仕様書を改め「修繕及び改修工事等」の適切な管理について定めている。</p> <p>(企画調整局医療産業都市・企業誘致推進本部調査課・神戸臨床研究情報センター)</p>	措置済
<p>(2) 施設・設備の維持管理に関する事項 (技術面)</p> <p>③ 修繕報告書の未提出</p> <p>ア 仕様書では、修繕後直ちに報告書を提出することとしているが、1件ごとに速やかに報告書の提出を受けている所管課はなかった。</p> <p>(国際文化観光局文化観光部文化交流課・神戸市立東灘区民センター)</p> <p>(みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー)</p> <p>(みなと総局神戸港管理事務所管理課・中突提中央ターミナル)</p> <p>報告書を提出するよう指導するべきである。</p>	<p>ア 指摘を受け仕様書の内容を改めて検討し、平成20年度から修繕報告書は四半期ごとに提出を受けることに改め、以降は適切に報告を受けている。</p> <p>(市民参画推進局文化交流部・神戸市立東灘区民センター)</p> <p>ア 平成21年度から協定書及び協定書添付仕様書に、修繕結果について額に関わらず報告書の提出を行うことを記載している。</p>	措置済

